平成２２年（フ）第１４０号
京都市伏見区横大路中ノ庄町30番地
債務者　西片　道信
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
京都府宇治市小倉町南浦21番地の214
債務者　上原　孝子（旧姓中）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
京都市南区吉祥院南落合町40番地　京都十条団地３棟506号
債務者　大嶌　　豊
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
京都府長岡京市一文橋２丁目15番２号
債務者　竹地　克也
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
京都市左京区浄土寺下南田町171番地
債務者　千田　嘉彦
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
京都市中京区西ノ京伯楽町14番地
債務者　小西　弘文
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
京都市西京区川島三重町149番地２　シャンドフルール102号
債務者　渡部　香織
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
京都府八幡市橋本栗ケ谷39番地の45
債務者　井村　由子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
京都市伏見区納所和泉屋147番地
債務者　家村　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
京都市北区衣笠西馬場町43番地　ハツピーアイランド105
債務者　佐竹　通子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
京都市山科区大塚中溝１番地５　田中ハウス101
債務者　山口とし子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
京都市右京区嵯峨広沢西裏町７番地１　ハイツ西裏301号
債務者　太田　弘嗣
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
京都府京田辺市興戸下ノ川原76番地
債務者　岩﨑美根子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
奈良県五條市下之町68番地の18
債務者　岡　　和子（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第２５８号
広島県呉市吉浦新出町14番10号
債務者　宇都宮秀全
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３号
広島県竹原市新庄町1330番地１
債務者　横見　宜人
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第４５号
広島県呉市西鹿田２丁目８番７号
債務者　後藤　和弘
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第４７号
広島県竹原市竹原町2572番地９
債務者　大下悠紀子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所呉支部